

稚内中学校等基本設計業務
公募型プロポーザル参加表明書質問回答書

番号	質問事項	回答
1	実施要領 7参加表明書の提出条件の(10)について 「主たる業務は再委託しないこと。」ですが、設備設計(電気設備・機械設備)は、再委託しないことに含まれますか。対象となる業務範囲をお教えてください。	主たる業務とは、「総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断並びに、分析業務における手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務」とします。よってご質問の設備設計業務は、「技術的判断」が必要な業務に含まれます。
2	実施要領 7参加表明書の提出条件の(10)について 「総括責任者及び各主任担当技術者は、提出者の組織に所属しており、」と記載されておりますが、電気・機械設備設計の担当技術者が在籍しておらず、協力事務所に再委託する体制にて参加申請をすることは、参加条件を満たさないと理解すべきでしょうか。	申し訳ございませんが、ご質問の担当技術者を再委託する場合は、参加条件に満たない事となります。
3	様式3 2.別紙「代表的業務実績」を添付して下さい。(3件以内。代表実績から順に記載。) →「(3件以内。代表実績から順に記載。)」とは、様式3の5件のことを指しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	「稚内中学校等基本設計業務に関する公募型プロポーザル評価要領」より、 (1)事業所の評価に、(様式3別紙)に関する評価基準の記載がありませんが、(様式3別紙)に関する評価基準をお教えてください。	様式3別紙に関する評価基準はありません。評価基準については、評価要領に記述の内容となります。
5	(様式3別紙)の3件については、複数枚にまたがることは可能でしょうか。また、写真等の掲載は可能でしょうか。	複数枚にまたがることは、問題ありません。なお、写真等の掲載は不可とします。
6	(様式5)配置予定技術者調書、⑥手持ち業務の状況が、令和3年1月1日現在のものについて記入となっていますが、参加表明書受付期間が令和3年4月2日からとなっていますので、令和3年4月1日現在のものについて記入することによるでしょうか。	ご指摘のとおり、手持ち業務の状況を令和3年4月1日現在のものとしたします。